

第Ⅸ章 計画の推進体制（進行管理）

1 計画の周知

住民一人ひとりが地域における支えあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、「町広報」・「社協の窓」やホームページをはじめ各種行事やイベント等あらゆる機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努め、地域住民への周知を図ります。

2 計画の推進体制

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要になります。

地域住民	地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として大切です。そのために、地域での声かけやあいさつ、見守りなどの日常的な近隣同士のエリア交流をはじめとして、地域行事やボランティア活動に積極的に参加していくことが求められています。
事業者・関係団体	福祉サービスの供給主体として住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努める役割とともに、他のサービスとの連携により総合的なサービスの提供に取り組むことが求められています。 また、地元企業や社会福祉法人等による民間活力を活かした地域福祉活動への主体的に参画していくことが求められています。
町社協	社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である「社会福祉法」において、地域福祉の推進を図る中核と位置づけられ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための組織です。 そのため、町と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、関係機関、町との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。そこで、町社協では、今後、誰がどのように取り組みを進めていくか、地域住民、ボランティア、その他の団体を交えエリア座談会等を行い、地域福祉推進の先導役を果たしていきます。
町（行政）の役割	町は、住民の保健・福祉の向上をめざして保健・福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みをさまざまなかたちで支援するため、町内会等自治組織、町社協、民生委員児童委員、福祉団体、ボランティア団体等の

	関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進するための支援を行っていきます。
--	--

3 計画の進行管理

5つの本計画書の進行管理については、効果的な展開を図るため、計画の意見、点検及び評価を推進する「倶知安町地域福祉計画策定委員会」を適宜組織して、関係機関や住民の参画とともに町の各部局と連携を図り、執行状況や推進上の問題点を的確に把握し、定期的な点検・評価や計画見直しの協議を行い、次期の地域福祉計画の策定会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただき検証していきます。

